

令和 6 年度の運営指導（実地指導）において、特に指摘が多かった事項をまとめました。該当する内容があれば、速やかに改善を図ってください。

第 192 条第 6 項（令和 6 年 4 月から適用）

賃金及び第 3 項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

第 201 条第 1 項

指定就労継続支援 B 型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援 B 型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について（平成 19 年 4 月 2 日障発第 0402001 号）」

「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和 3 年 3 月 30 日障発 0330 第 5 号）」を確認してください。

（1）工賃の支払に関する主な指摘事項

・生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額ではなく、自立支援給付費を充てて工賃を支払ったうえで、報酬告示就労継続支援 B 型サービス費基本報酬算定区分における平均工賃月額について、自立支援給付費を充てた金額で平均工賃月額を計算している。

⇒

・利用者に、生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。

・報酬告示就労継続支援 B 型サービス費基本報酬算定区分における平均工賃月額は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額とし、それ以上の金額を利用者に支払っている場合であっても、平均工賃月額には算定しないこと。

・前年度の平均工賃月額が 3,000 円を下回っている場合は、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（工賃）を向上させるよう努めること。

※令和 7 年度以降の「就労継続支援 B 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」については、自立支援給付費を充てた金額で平均工賃月額区分の計算をしないこと。

(2) その他の指摘事項

①個別支援計画の作成

- ・計画の原案が作成されていない。

⇒アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、原案を作成しなければならない。

- ・個別支援会議を開催していない。または会議の記録がない。

⇒個別支援会議は原則として利用者が同席した上で行わなければならない、原案について意見を求め、その内容を記録すること。

- ・モニタリングの記録がない。

⇒少なくとも6月に1回以上のモニタリングを行い、その結果を記録すること。
必要に応じて計画の変更を行うこと。

②施設外就労

- ・個別支援計画に施設外就労の内容が含まれていない。

⇒対象者の個別支援計画に事前に規定すること。

- ・実績記録書類が作成されていない。

⇒令和6年度から毎月の報告は不要となったが、実績記録書類を作成・保存すること。

③在宅支援

- ・1日2回の支援が行われていない。

⇒1日2回以上の連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を行い、日報を作成すること。

- ・1週間に1回の評価等が行われていない。

⇒事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行い、記録すること。

- ・月に1回の訓練目標に対する達成度の評価等が行われていない。

⇒原則として、月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行い、記録すること。